

長野県畜産広報 家畜衛生情報



令和7年8月21日
(通算 724 号)
問い合わせ先
長野県庁園芸畜産課
電話 026-235-7232

ランピースキン病防疫対策要領が一部改正されました

ランピースキン病は**皮膚の結節**や水腫、発熱を特徴とする経済的な被害の大きい疾病であり、**牛の移動**と**ベクター**（蚊、サシバエ、ヌカカ、マダニ等の吸血昆虫）により伝播するとされています。海外で流行していた疾病ですが、令和6年11月に日本で初めて発生が確認されました。この度、殺処分命令等法定伝染病（口蹄疫等）と同程度の措置を講じることができるよう制定した政令が施行され、ランピースキン病防疫対策要領の一部も以下のように改正されました。なお、これらの措置は令和8年7月27日までの1年間に限り行われます。

ランピースキン病を疑う症状

発熱、鼻汁、皮膚の結節
泌乳量の低下、リンパ節の腫大

写真:農林水産省 HP より

モンゴル国中央獣医学研究所提供



①ランピースキン病に対する防疫対策の基本的な考え方

「移動の自粛⇒**制限**」「とう汰⇒**殺処分**」「被害を最小限にする⇒**清浄化する**」

発症した牛等の早期発見、隔離、移動の制限、殺処分、ワクチン接種等の総合的な対策による、「**清浄化**」を目的としています。

②異常時の対応及び病性の判定

・ランピースキン病の症状を確認した場合は**遺伝子検査**を行う。

・「遺伝子検査」陽性 ⇒ **「疑似患畜」**

・「ウイルス分離検査」陽性 ⇒ **「患畜」**

対応と病性判定の区分が明確になりました。

③まん延の防止

・患畜、疑似患畜の **14 日間以内の殺処分**及び汚染物品の処理

・移動制限（と畜場への出荷を除く）

(1)発生農場：患畜、疑似患畜の**殺処分完了から 28 日間**もしくはワクチン接種完了から 21 日間

(2)周辺農場：**発生農場から原則 5 km 以内の農場**を対象としてワクチン接種完了から 21 日間

・ワクチン

(1)緊急接種：**発生農場及び発生農場から原則 5km 以内の農場**
(20 日以内にと畜場に出荷する牛を除く)

(2)予防的接種：**原則行わない**（種畜、動物園等を除く）

・ベクター対策

(1)発生農場：殺虫剤の散布、ベクター忌避剤、敷料や排泄物の発酵消毒

(2)県内：農場及び家畜市場等の家畜集合施設、農場出入り車両内外への殺虫剤の散布等指導

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	園芸畜産課	026-235-7232